

新旧対照表（千葉市公衆浴場法施行条例）

改正前	改正後
千葉市公衆浴場法施行条例	千葉市公衆浴場法施行条例
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
（一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準）	（一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準）
第4条 法第3条第2項に規定する浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準のうち、一般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない施設設備に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。	第4条 法第3条第2項に規定する浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準のうち、一般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない施設設備に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。
（1）～（18）（略）	（1）～（18）（略）
（19）サウナ室を設けるときは、次に定める基準を満たしていること。	（19）サウナ室を設けるときは、次に定める基準を満たしていること。
ア・イ（略）	ア・イ（略）
ウ サウナ室の床面は、必要に応じて排水が容易に行えるよう適当な勾配及び排水口を設けること。	ウ サウナ室の床面には、排水が容易に行えるよう適当な勾配及び排水口を設けること。 <u>ただし、入浴者の衛生に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</u>
エ（略）	エ（略）
オ <u>脱衣室又は洗い場から</u> サウナ室の室内を容易に見通すことのできる窓を適当な位置に設け、かつ、サウナ室の室内に非常用ブザー等を備えること。	オ サウナ室の室内を容易に見通すことのできる窓を適当な位置に設け、かつ、サウナ室の室内に非常用ブザー等を備えること。
（20）（略）	（20）（略）
2（略）	2（略）
以下（略）	以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。